

国技建管第1号
令和5年4月13日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取扱いについて

工事の成績評定については、建設業における働き方改革及び建設現場における週休2日を標準とする取組の観点から、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について(令和5年3月24日付け国官技第368号)」により通知されたところであるが、考査項目別運用表における評価の考え方については、別紙を参考にされたい。

1. 働き方改革

(考查項目別運用表 別紙－1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

- 本細別では、週休2日(4週8休以上)の確保に向けた取組みを削除し、他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る下記取組みを、当該工事において実施した場合に評価する。

【働き方改革】

- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。

【その他】

- その他〔理由： _____ 〕

- 工夫事項の「週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組みが図られている。」については、週休2日を標準とすることにより削除する。若手や女性技術者の登用など担い手の確保に向けた取組みのほか、【その他】においてインフラDXの取組み、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組みとして他の模範となるような、受注企業の取組みを、当該工事で実施した場合に評価するものとする。
- 「I. 創意工夫」における加点は最大7点とし、そのうち【働き方改革】の項目においては最大2点とする。複数事項への取組みや実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。
- 工事成績評定入力システムの改良は行わず、当面、【その他】において上記工夫事項を入力し、評価するものとする。

2. 週休2日の確保

現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保の評価は、週休2日を標準としたことから、下記において加点評価を行う。

ただし、工事完成時に現場閉所による週休2日(4週8休以上)が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ、「考查項目別運用表 別紙－2④ 7. 法令遵守等 8. その他」において、減ずる措置を行う。

(考查項目別運用表 別紙－1② 2. 施工状況 II. 工程管理)

- 評価する週休2日を、現場閉所による4週8休以上と定義する。
- 週休2日の確保は、下記1事項のみで評価する。

- 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行っている。

(考查項目別運用表 別紙－2① 2. 施工状況 II. 工程管理)

- 週休2日の確保は、下記2事項両方で評価する。
- 他の模範となるような取組みとは、工程管理に係るデジタルツールやシステム活用などによるインフラDXの取組み、社員教育及びPR活動等をいう。

- また、その他の工程管理に係る受注企業の取組については、工事成績評定入力システムの改良は行わず、当面、【その他】において評価項目を入力し、評価するものとする。

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 <input type="checkbox"/> その他〔理由： _____ 〕 |
|---|

（「施工プロセス」のチェックリスト 別紙－５④ ２．施工状況 II．施工管理）

- 月ごとの週休2日の達成状況を確認するため、施工プロセスチェックリストにおいて、施工中に適宜施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行った記録が整理されているかチェックすることとした。

○工程管理

| チェックリスト一覧表 (チェックの目) | チェック時期 | | | | 備考 | |
|--|--------|------------|------------|------------|------------|-------------------------------|
| | 着手前 | 施工中 | | 完成時 | | |
| ・現場の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されている。(施工時適宜) | | (/) □ | (/) □ | (/) □ | (/) □ | 月単位の週休2日の達成状況を確認。 R5.4から適用 |

3. 書類の簡素化の取組みへの対応

工事関係の書類の簡素化への取組みについては、電子化によるペーパーレス化や、事前協議により評価対象書類及び作成媒体の明確化を実施しているところであるが、工事成績評定への影響を意識した過剰な書類の作成等が散見される。

そこで、更なる徹底を図るべく、必要以上の書類作成を促すような審査項目別運用表の記載及び書類について、下記を見直すとともに電子納品の対象の明確化を図った。

- (審査項目別運用表 別紙－３① ２．施工状況 I．施工管理)
 (審査項目別運用表 別紙－３② ３．出来形及び出来ばえ I．出来形)
 (審査項目別運用表 別紙－３③ ３．出来形及び出来ばえ I．出来形)
 (審査項目別運用表 別紙－６) 工事関係書類一覧表